大和都市計画地区計画の決定(生駒市決定)

都市計画生駒市あすか野北1丁目東地区地区計画を次のように決定する。

	名称	生駒市あすか野北1丁目東地区地区計画 生駒市あすか野北1丁目の一部、上町の一部				
	位 置					
	面 積	約1.7ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、本市の中心市街地から北東約 3 k m、近鉄けいはんな線白庭台駅の南約 0.7 k mに位置しており、地区西側には良好な戸建て住宅地が形成されている地区で、本地区についても良好な戸建て住宅地の形成を目指すとともに、低炭素化に先駆的に取り組むまちづくりを推進する地区として、将来にわたって合理的・機能的な土地利用を推進するため、建築物等の規制、誘導を行う。				
	土地利用の方針	宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、地区の特性に応じた土地利用 を積極的に推進し、良好な街並みを形成する。 本地区は、スマートコミュニティ機能の導入を図る低層専用住宅地の形成を 推進する。				
	地区施設の整備方針	宅地開発事業により整備された道路、公園、緑地等の公共公益施設については、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。				
	建築物等の整備方針	 1 低層専用住宅地区				
	環境配慮の方針	自然再生エネルギーを有効活用するとともに、自然環境と共生するまちを実現するために、環境共生及び環境配慮に向けた取組みを推進するものとする。 1 再生可能エネルギーの導入及びエネルギー使用の戸別表示等により、環境に配慮した住宅及び地域の整備を推進し、持続可能な地域社会の形成を図る。 2 再生可能エネルギーの整備による自立電源の確保のほか、地震に強く長期に使用できる住宅の建設等、安全で安心なまちづくりを推進する。 3 ごみの削減及び緑化の推進に関する取り組みを進め、地球温暖化防止及び景観に配慮したまちづくりを推進する。				

	区地分区	名称	低 層 専 用 住 宅 地 区							
		面積	約1.6ha							
地区	建築物	建築物の用途の制限	建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1 住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2 (い)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。以下「低層専用住宅地区」の欄において「住宅」という。) 2 別表第1 (あ)項に掲げる住宅(同項第1号、第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねる住宅に限る。) 3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所 4 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。) 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1 (い)項に掲げる公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に附属するもの(別表第1 (え)項に掲げるものを除く。)							
整備計	に関す	面積の最低限度建築物の敷地	$1~8~0~\mathrm{m^2}$							
画	る事項	又は意匠の制限建築物等の形態	 建築物の屋根の形態は、切妻屋根、寄棟など一定の勾配を有する形状とする。 自己の用に供する屋外広告物については、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。ただし、本地区の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 (1)表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを超えるもの(2)屋上に設置するもの 							
		率の最低限度建築物の緑化	敷地面積に対して20%以上とする。							
区域	区域は、計画図表示のとおり									

延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する 部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (1) 事務所(汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く) (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合 (あ) にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (5) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動 機を使用するにあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワ ット以下のものに限る。) (1) 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの (2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもので延べ 面積が600平方メートル以内のもの (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のア及 びイに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの ア 電気通信交換所 イ 電報業務取扱所 (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する次のア及びイに掲げる施設であ る建築物 イ 変電所(電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。) (7) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に 供する次のアからウまで掲げる施設である建築物 ア バルブステーション (V) イ ガバナーステーション 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。) (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス 販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。) (9) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6立方メート ル以下のものに限る。) である建築物 (10) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。) 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。) (11) 都市高速鉄道の用に供する次のアからウまでに掲げる施設である建築物(アに掲げる施設である建築物にあっては、執務の 用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。) ア 停車場又は停留所 1 開閉所 変電所(電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)を営む工場(原動機を使用する魚肉の練 製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (う) (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築 造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600平方メートル(同-敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合において は、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。) (2) 総合的設計による一団地の建築物に附属する自動車車庫で次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を 加えた値が2,000平方メートルを超えるもの イ 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内 (え) にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとに前 号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの (3) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (5) 別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めない場合にあっては、その数量は問わないものとし、地下貯蔵 槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯 蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物

別表第2

	危険	沙物	数量	危険物			数量	
火薬締法(昭和25年法律第149号)	火薬		20 和グラム			鉄粉		500 和グジ
	爆薬				第 2 類	第2種可燃性固体		500 和グが
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管					引火性固体		1,000 和グル
						カリウム		10 キログラム
	銃用雷管		30,000個	_		ナトリウム		1 0 キログラム
	実包及び空包		2,000個			アルキルアルミニウム		10 和グラム
第 1	信管及び火管			_ 消 防法	第3類	アルキルリチウム		1 0 キログラム
49号)	導爆線		1 キロメートル			第1種自然発火性物質及び 禁水性物質		10 キログラム
の火薬類	電気導火線			(昭 和	754	黄りん		20 キログラム
	信号炎管、信号火箭及び煙火		25 和グラム	(昭和23年法律第186号)		第2種自然発火性物質及び 禁水性物質		5 0 キログラム
(玩具煙火を除く)	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品		当該火工品の原料を なす火薬又は爆薬の			第3種自然発火性物質及び 禁水性物質		300 キログラム
を 除 く			数量に応じて、火薬 又は爆薬の数量のそ			特殊引火物		5 O リットル
<u>S</u>) (れぞれの限度によ	(2) 第2条第7項に規定する危険物 第4類		第1石油類	非水溶性液体	1, 000 リットル
マッチ	<u></u>		ろ。 15マッチトン				水溶性液体	2, 000 リットル
圧縮ス	<u></u> ブス		350立方戶ル		アルコール類		400 リットル	
液化力	<u> </u>		3. 5トン	規定	第	第2石油類	非水溶性液体	5, 000 リットル
可燃性			35立方尸小	する色	第4類		水溶性液体	10,000 リットル
-	第1類	第1種酸化性固体	50 キログラム	/ C)			非水溶性液体	10,000 リットル
第2条第		第2種酸化性固体	300 和グラム			第3石油類	水溶性液体	20,000 リットル
深第7		第3種酸化性固体	1,000 和グラム			第4石油類		30,000 リットル
項に発			100 和グジム			動植物油類		10,000 リットル
規定支		硫化りん			第 5 類	第1種自己反応性物質		10 キログラム
条第7項に規定する危険物(昭和23年法律第186号)		赤りん	100 和グラム			第2種自己反	応性物質	100 和グラム
		第1種可燃性固体	100 キログラム		第 6 類			300 和グラム
備考		为4.1年.1990171日14	100 117/4		754			

- 1 この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760別トートルの状態に換算し た数値とする。
- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の 圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別 表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。
- 4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、 それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合 における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

